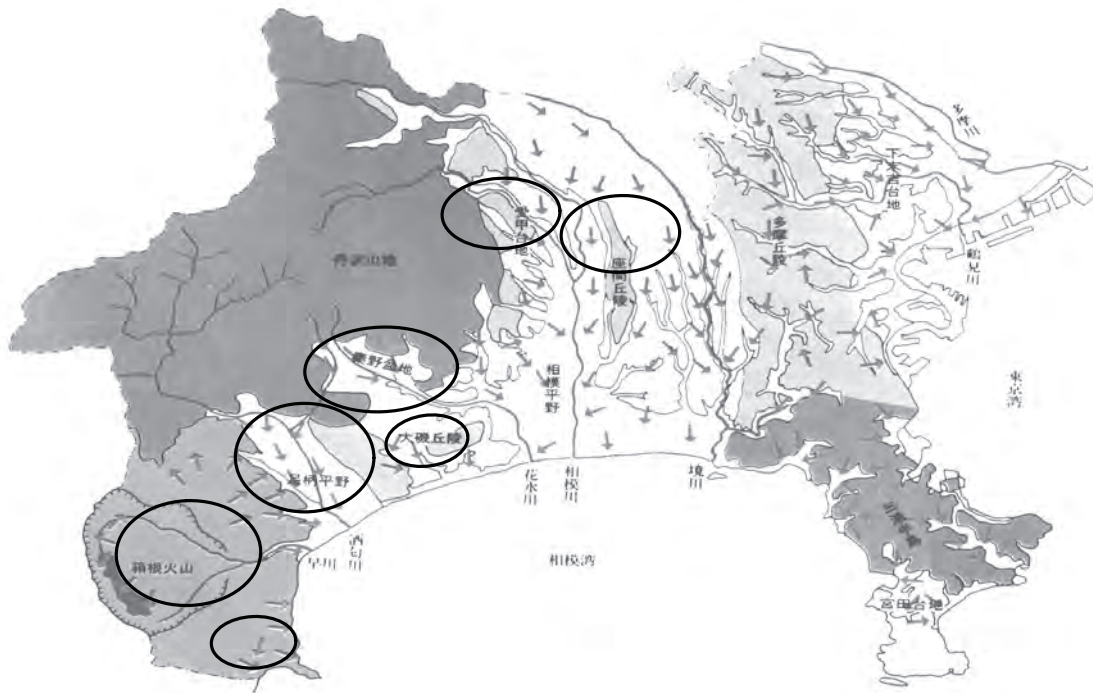


6	河川・水路における自然浄化対策の推進（拡充）	対象地域	相模川水系及び酒匂川水系の取水堰上流域								
ねらい	水源として利用している河川において、自然浄化や水循環の機能等を高め、水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図る。										
目標	自然浄化や水循環の機能等を高めるため、河川環境の再生を目指し、河川・水路等の環境整備を推進する。										
事業主体	市町村・県										
事業内容	<p>市町村管理の河川・水路等における生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、市町村の次の取組を支援する。</p> <p>なお、事業実施にあたっては、水質改善効果の予測を行うとともに、河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策（市町村若しくは個人設置型の合併処理浄化槽への転換促進）も対象とする。</p> <p>① 生態系に配慮した河川・水路等の整備（市町村）</p> <p>ダム湖や水源河川に流入する市町村管理の河川や水路等において、自然豊かな清流を保全するため、生態系に配慮した水辺環境の整備に取り組む。</p> <p>なお、合併処理浄化槽を転換するために必要となる経費については、市町村設置型にあつては、国庫補助金を除く公費負担相当額、維持管理費、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費を、個人設置型にあつては、公費負担相当額の50%（本来は1/3）、個人負担相当額の50%、奨励金、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費の50%を対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="263 1205 842 1317"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>7箇所</td> </tr> </table> <p>② 河川・水路等における直接浄化対策（市町村）</p> <p>ダム湖や水源河川に流入する市町村管理の河川や水路等において、木炭等を利用した直接浄化の取組を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="263 1496 842 1608"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>7箇所</td> </tr> </table> <p>※箇所数については、生態系に配慮した河川・水路等の整備と併せて行うことを想定。</p> <p>③ 相模湖における直接浄化対策（県）</p> <p>相模湖の富栄養化を改善するため、洪水時等における安全性の確保や実施方法について、地元関係者等との調整を経て、相模湖の直接浄化対策を段階的に実施する。</p>				第2期5年間	箇所数	7箇所		第2期5年間	箇所数	7箇所
	第2期5年間										
箇所数	7箇所										
	第2期5年間										
箇所数	7箇所										
事業費	第2期計画の5年間計	1,771百万円	（単年度平均額 354百万円）								
	うち新規必要額	1,771百万円	（単年度平均額 354百万円）								

(対象地域)

- 地下水を主要な水道水源としている地域



○ 地下水を主要な水道水源として利用している7地域

(第1期計画での取組成果と課題)

〈取組成果〉

- 9市町(保全計画策定中を含む。)が地下水保全計画を策定し、第1期計画前に保全計画を策定した2市と合わせ、11市町で地下水保全対策を実施し、持続可能な地下水利用に努めた。

〈課題〉

- 地下水汚染箇所について、地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するとともに、長期的にモニタリングを継続することが必要である。
- 対象の市町村すべてが地下水保全計画を策定することが望ましい。

(第1期計画での事業執行見込)

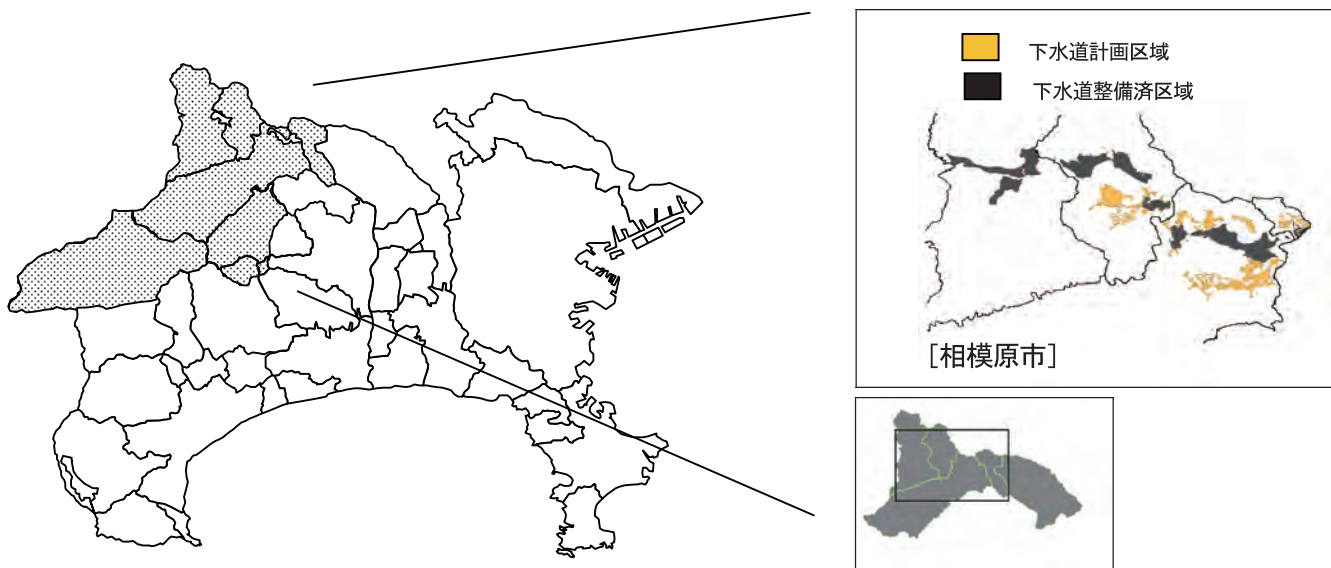
これまでの取組							
事業名	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)		
地下水保全計画の策定(策定中含む)	7市町	1町	3市町	2町	1町		
地下水かん養対策	1市	3市町	5市町	4市町	3市町		
地下水汚染対策	2市	2市町	2市町	2市町	2市町		
地下水モニタリング	1市	8市町	8市町	10市町	10市町		
・事業費(※)							
H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期 計画額	執行率 (見込)
143	112	111	79	70	517	1,165	44 %

※事業費は新規必要額相当額(単位:百万円)。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

7	地下水保全対策の推進（継続）	対象地域	地下水を主要な水道水源としている地域																		
ねらい	地下水（伏流水、湧水を含む）を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組を促進し、良質で安定的な地域水源の確保を図る。																				
目 標	将来にわたり地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持するとともに、地下水の水質が環境基準以下の数値となることを目指す。																				
事業主体	市町村																				
事業内容	<p>地下水を主要な水道水源としている地域内の市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策への支援を行う。</p> <p>① 地下水保全計画の策定</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>地下水保全計画の策定</td> <td>地下水かん養や水質保全のための計画策定</td> </tr> </table> <p>② 地下水かん養対策</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>地下水かん養対策</td> <td>休耕田の借上げ 樹林地等の買上げ 透水性舗装の実施 雨水浸透升の設置等</td> </tr> </table> <p>③ 地下水汚染対策</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>地下水汚染対策</td> <td>地下水の浄化設備の整備、維持管理等</td> </tr> </table> <p>④ 地下水モニタリング</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第2期5年間</td> </tr> <tr> <td>モニタリング</td> <td>地下水の水位や水質のモニタリングを毎年実施</td> </tr> <tr> <td>観測井の整備</td> <td>新たな観測井の整備</td> </tr> </table>				第2期5年間	地下水保全計画の策定	地下水かん養や水質保全のための計画策定		第2期5年間	地下水かん養対策	休耕田の借上げ 樹林地等の買上げ 透水性舗装の実施 雨水浸透升の設置等		第2期5年間	地下水汚染対策	地下水の浄化設備の整備、維持管理等		第2期5年間	モニタリング	地下水の水位や水質のモニタリングを毎年実施	観測井の整備	新たな観測井の整備
	第2期5年間																				
地下水保全計画の策定	地下水かん養や水質保全のための計画策定																				
	第2期5年間																				
地下水かん養対策	休耕田の借上げ 樹林地等の買上げ 透水性舗装の実施 雨水浸透升の設置等																				
	第2期5年間																				
地下水汚染対策	地下水の浄化設備の整備、維持管理等																				
	第2期5年間																				
モニタリング	地下水の水位や水質のモニタリングを毎年実施																				
観測井の整備	新たな観測井の整備																				
事業費	第2期計画の5年間計	322 百万円	（単年度平均額 64 百万円）																		
	うち新規必要額	322 百万円	（単年度平均額 64 百万円）																		

(対象地域)

- 県内ダム集水域（下水道計画区域）



(第1期計画での取組成果と課題)

〈取組成果〉

- 県内ダム集水域の公共下水道整備を促進し、ダム湖への生活排水の流入抑制を図った。

〈課題〉

- 対象地域の相模原市では下水道計画区域を縮小する方向で見直しを行っており、それに応じた下水道普及率の目標の見直しを行う必要がある。
- 相模湖・津久井湖のアオコ対策に継続的に取り組む必要がある。
- 環境基準の水域類型指定の見直しを踏まえ、基準値の達成に向け、暫定目標の恒常的な達成が図られるよう取り組む必要がある。

(第1期計画での事業執行見込)

これまでの取組

	(参考) H18	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期 目 標	進捗率 (見込) (※2)
下水道普及率	40.1%	42.4%	43.4%	44.1%	50.5%	52.6%	—	59%	66%
整備面積	—	28.6ha	28.2ha	35.4ha	32.1ha	31.2ha	155.5ha	—	—%
事業費(※1)	—	104	475	566	541	310	1,998	4,270	47%

※1 事業費は新規必要額相当額（単位：百万円）。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

※2 進捗率の考え方

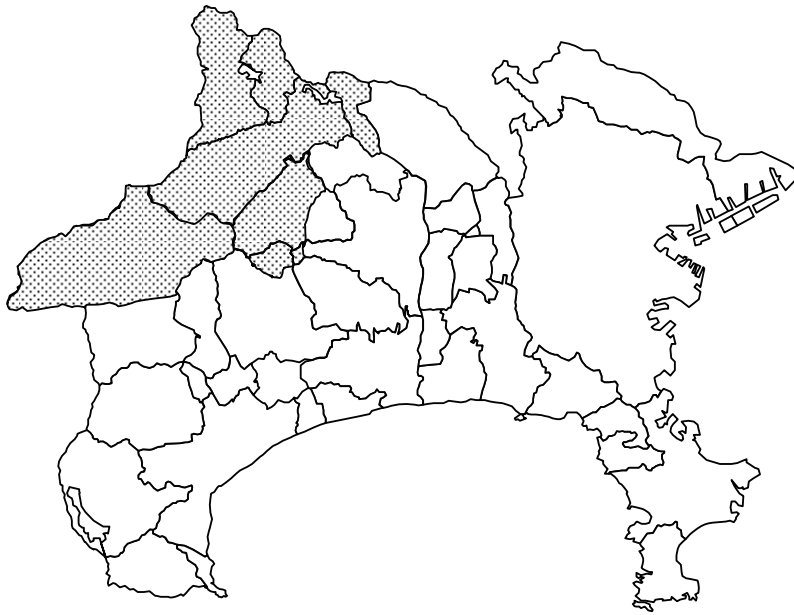
5か年の目標である下水道普及率59%（平成23年度）を達成するためには、5年間で下水道普及率を18.9ポイント上昇させる必要がある（H23:59%－H18:40.1%＝18.9ポイント）。

そこで、23年度までの下水道普及率の12.5ポイント上昇（H23:52.6%－H18:40.1%）を5か年の目標である18.9ポイント上昇で除した割合を進捗率として考える。

8	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進（継続）	対象地域	県内ダム集水域						
ねらい	富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水の流入を抑制するため、県内ダム集水域の公共下水道整備を促進し、ダム湖水質の改善を目指す。								
目 標	県内ダム集水域の下水道計画区域における下水道普及率を「施策大綱」の計画期間である平成 38 年度までに 100%とすることを目標とする。								
事業主体	市町村								
事業内容	<p>県内ダム集水域の下水道計画区域において、公共下水道の整備の取組を強化する。このため、県は、この取組を行う市町村への支援を行う。</p> <p>〔支援の内容〕</p> <p>公共下水道の整備を促進するために追加的に必要となる経費のうち、国庫補助金を除く公費負担相当額を支援する。</p> <table border="1" data-bbox="236 994 1294 1104"> <thead> <tr> <th></th> <th>第 2 期 5 年間</th> <th>20 年間 (H19～H38)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>86%</td> <td>100 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下水道普及率は、下水道計画区域人口に対する処理区域人口の割合であり、通常使用される下水道普及率（行政人口に対する処理区域人口の割合）とは異なる。</p>				第 2 期 5 年間	20 年間 (H19～H38)	下水道普及率	86%	100 %
	第 2 期 5 年間	20 年間 (H19～H38)							
下水道普及率	86%	100 %							
事業費	第 2 期計画の 5 年間計	4,796 百万円	(単年度平均額 959 百万円)						
	うち新規必要額	1,371 百万円	(単年度平均額 274 百万円)						

(対象地域)

- 県内ダム集水域



(第1期計画での取組成果と課題)

〈 取組成果 〉

- 県内ダム集水域における高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進し、ダム湖への生活排水の流入抑制を図った。

〈 課 題 〉

- 対象地域のうち相模原市では、浄化槽整備区域を拡大する方向で見直しを行っており、それに応じた整備基数の目標の見直しを行う必要がある。
- 相模湖・津久井湖のアオコ対策に継続的に取り組む必要がある。
- 環境基準の水域類型指定の見直しを踏まえ、基準値の達成に向け、暫定目標の恒常的な達成が図られるよう取り組む必要がある。

(第1期計画での事業執行見込)

これまでの取組

	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期 目 標	進捗率 (見込)
市町村設置型	—	30基	124基	115基	200基	469基	200基	235%
個人設置型	37基	83基	18基	0基	0基	138基	300基	46%
事業費(※)	66	218	256	209	358	1,109	646	172%

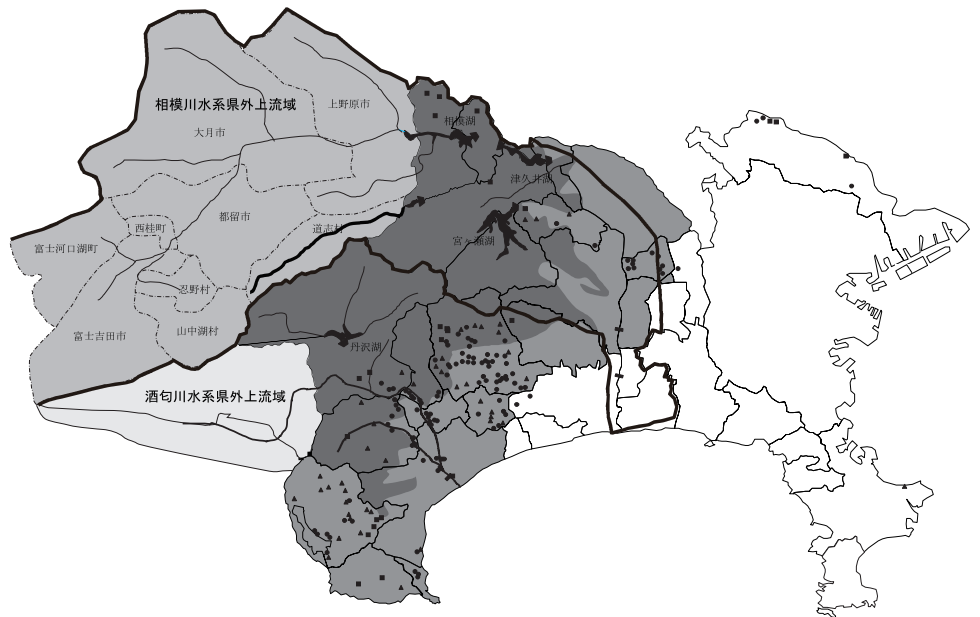
※事業費は新規必要額相当額(単位:百万円)。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

9	県内ダム集水域における合併処理 浄化槽の整備促進（継続）	対象地域	県内ダム集水域						
ねらい	県内ダム集水域において、窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の導入を促進し、富栄養化の状態にあるダム湖水質の改善を目指す。								
目 標	県内ダム集水域において、「施策大綱」の計画期間である平成 38 年度までに高度処理型合併処理浄化槽を概ね完備することを目標とし、第 2 期の 5 年間で 1,090 基を整備する。								
事業主体	市町村								
事業内容	<p>県内ダム集水域において、高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、市町村設置型合併処理浄化槽の導入を促進する。このため、県は、この取組を行う市町村への支援を行う。</p> <p>〔支援の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村設置型（高度処理型） 合併処理浄化槽を設置するため必要となる経費のうち、国庫補助金を除く公費負担相当額、維持管理費、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費を支援する。 個人設置型（高度処理型） 合併処理浄化槽の整備助成に対し、公費負担相当額の50%（本来は1/3）、個人負担相当額の50%、奨励金、単独処理浄化槽撤去費を含む付帯工事費の50%を支援する。 <table border="1" data-bbox="268 1151 1238 1263"> <tr> <td></td> <td>第 2 期 5 年間</td> <td>20 年間 (H19~H38)</td> </tr> <tr> <td>整備基数</td> <td>1,090 基</td> <td>7,670 基</td> </tr> </table> <p>※1 平成 38 年度までの整備基数については、市町村で精査中。 ※2 本事業は、「8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」で掲げた下水道計画区域を除く。</p>				第 2 期 5 年間	20 年間 (H19~H38)	整備基数	1,090 基	7,670 基
	第 2 期 5 年間	20 年間 (H19~H38)							
整備基数	1,090 基	7,670 基							
事業費	第 2 期計画の 5 年間計	2,918 百万円	(単年度平均額 584 百万円)						
	うち新規必要額	2,076 百万円	(単年度平均額 415 百万円)						

(対象地域)

○ 相模川水系県外上流域

凡 例	
	ダム
	取水堰
	表流水、伏流水
	地下水
	湧水



- 相模川水系全流域
 - 水源の森林エリア
 - 地域水源林エリア
 - 相模川水系県外上流域 (山梨県)
 - 酒匂川水系県外上流域 (静岡県)
- } 県内水源保全地域
- } 県外上流域
- } 水源保全地域

(第1期計画での取組成果と課題)

〈 取組成果 〉

- 第1期計画では、相模川水系の県外上流域対策の事前調査（私有林(人工林)現況調査、生活排水処理方法実態調査、水質汚濁負荷量調査）を行い、県外上流域の流域環境の状況を把握した。

〈 課 題 〉

- 相模川水系県外上流域については、調査結果を踏まえた対策の検討・実施が必要である。
- 相模湖・津久井湖のアオコ対策に継続的に取り組む必要がある。
- 環境基準の水域類型指定の見直しを踏まえ、基準値の達成に向け、暫定目標の恒常的な達成が図られるよう取り組む必要がある。

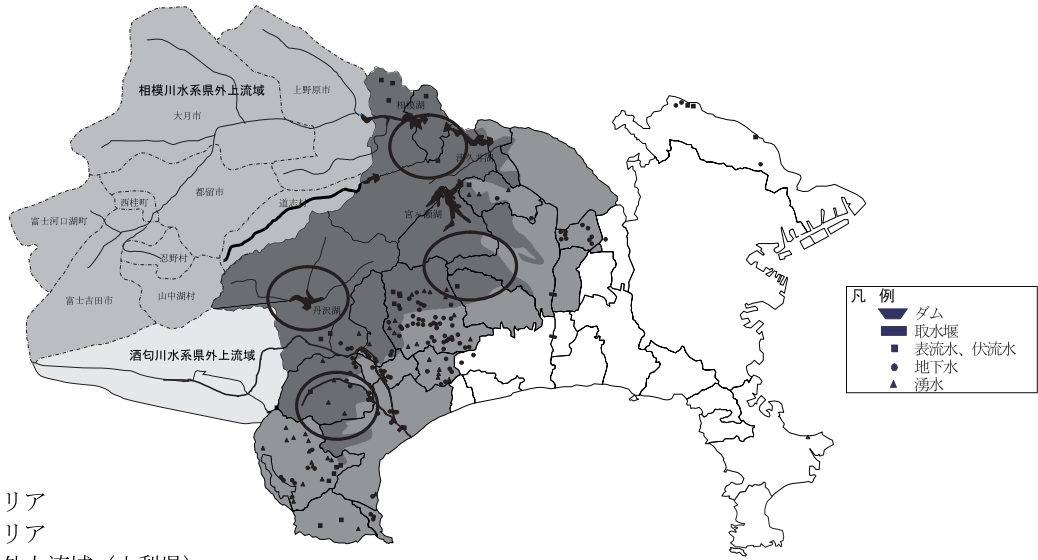
(第1期計画での事業執行見込)

これまでの取組							
○ 相模川水系流域環境共同調査結果の概要							
・ 私有林（人工林）現況調査（平成19～20年度）							
調査対象地域	調査対象 森林面積(A)	左記のうちの荒廃林					
		面積(B)	割合(B/A)				
相模川水系県外上流域	20,855ha	12,337ha	59%				
・ 生活排水処理方法実態調査（平成19年度）							
調査対象地域	水洗化率 (接続率※)	汲み取り 施設	単独処理 浄化槽	合併処理 浄化槽			
相模川水系県外上流域	73.6%	7,404基	22,101基	8,347基			
※ 実際に下水道に接続している人口の割合							
・ 水質汚濁負荷量調査（平成20～21年度） (単位：kg/日)							
	BOD(※1)	COD(※2)	全窒素	全リン			
排出汚濁負荷量(※3)	8,164	10,132	5,804	437			
流入汚濁負荷量(※4)	3,507	6,058	4,145	268			
流入率	0.430	0.598	0.714	0.613			
※1 水質指標の一つで、生物化学的酸素要求量の略 ※3 山梨県内(桂川流域)から排出された汚濁負荷量							
※2 水質指標の一つで、化学的酸素要求量の略 ※4 相模湖(日連大橋)に流入した汚濁負荷量							
・ 事業費(※)							
H19	H20	H21	H22	H23(見込)	第1期計	第1期計画額	執行率(見込)
15	30	19	4	1	71	98	72%
※事業費は新規必要額相当額(単位：百万円)。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。							

10	相模川水系上流域対策の推進（拡充）	対象地域	相模川水系県外上流域
ねらい	相模川水系の県外上流域における水源環境の保全・再生の取組の推進を図る。		
目 標	相模川水系の県外上流域において、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施する。		
事業主体	神奈川県・山梨県		
事業内容	<p>相模川水系の県外上流域対策について、第1期計画において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して効果的な保全対策を実施する。</p> <p>① 森林整備 荒廃した森林を対象に、間伐や間伐に必要な作業道等の整備等を両県が共同事業として実施する。</p> <p>② 生活排水対策 桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を両県が共同事業として実施する。</p>		
事業費	第2期計画の5年間計 うち新規必要額	365 百万円 365 百万円	(単年度平均額 73 百万円) (単年度平均額 73 百万円)

(対象地域)

○ 水源保全地域



- 水源の森林エリア
- 地域水源林エリア
- 相模川水系県外上流域 (山梨県)
- 酒匂川水系県外上流域 (静岡県)



森林の水源かん養機能を検証するため、観測装置等を設置する4地域

(第1期計画での取組成果と課題)

〈取組成果〉

(森林のモニタリング調査)

- 対照流域法等による森林の水源かん養機能調査については、水源の森林エリア内において、4箇所の試験流域を設定し、モニタリング計画の検討、観測施設の設置、事前モニタリング調査を実施した。
- 人工林の整備状況調査については、県内水源保全地域の私有林の人工林について、整備状況、光環境、下層植生、土壌状況を調査した。

(河川のモニタリング調査)

- 動植物等調査及び多様な指標による評価 (県民参加型調査) について、相模川及び酒匂川水系において調査を実施した。

〈課題〉

- モニタリング調査については、施策の評価を行うために長期的・継続的に実施する必要がある。
- 酒匂川水系は、現在、水質に問題はないものの、県内上水道の水源の3割超を占めていることから、水量・水質に影響を与える森林等の現状を把握する必要がある。

(第1期計画での事業執行見込)

これまでの取組

(森林のモニタリング調査)

- ・ 対照流域法等による森林の水源かん養機能調査
モニタリング計画の検討、観測施設の設置、事前モニタリングの実施
 - ・ 人工林の整備状況調査
水源保全地域内の私有林の整備状況 (公的管理森林を含む)
- | Aランク | Bランク | Cランク | Dランク | ランク外 |
|------|------|------|------|------|
| 22% | 54% | 18% | 2% | 4% |
- Aランク：最近手入れがされ当面整備の必要なし
Bランク：手入れがされているが数年以内に整備が必要
Cランク：長期間整備の形跡なし
Dランク：全く整備の形跡なし
ランク外：広葉樹林化など

(河川のモニタリング調査)

- ・ 河川の流域における動植物等調査
調査計画策定、調査 (相模川水系、酒匂川水系)
- ・ 河川水質の多様な指標による評価 (県民参加型調査)
調査計画策定、調査 (相模川水系、酒匂川水系)
- ・ 事業費(※)

H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期計画額	執行率 (見込)
38	176	231	147	256	849	848	100 %

※事業費は新規必要額相当額 (単位：百万円)。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。

1 1	水環境モニタリングの実施（拡充）	対象地域	水源保全地域																
ねらい	「順応的管理」 ^(注1) の考え方に基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査 ^(注2) を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図るとともに、施策の効果を県民に分かりやすく示す。																		
目 標	水源環境保全・再生施策の実施効果を評価するために必要な時系列データの収集等を行う。																		
事業主体	県																		
事業内容	<p>① 森林のモニタリング調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第2期5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対照流域法^(注3) 等による森林の水源かん養機能調査</td> <td>水源の森林エリア内で調査に必要な量水施設や気象観測装置を設置した4地域において、水量や水質、動植物相、土壌、土砂流出量などの変化を調査し、長期的な時系列データを収集する。</td> </tr> <tr> <td>人工林の現況調査</td> <td>県内水源保全地域内の民有林のスギ、ヒノキ人工林（約30,000ha）について、5年ごとに整備状況等を調査する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 河川のモニタリング調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第2期5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川の流域における動植物等調査</td> <td>相模川、酒匂川水系において、底生動物、鳥類、植物等を調査する。</td> </tr> <tr> <td>県民参加型調査</td> <td>県民参加のもとで利用目的等に応じた多様な指標を選定し調査する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 情報提供</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第2期5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民への情報提供</td> <td>ホームページによる情報提供等</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 酒匂川水系上流域の現状把握</p> <p>酒匂川水系県外上流域について、水量・水質^(注4) に影響を与える森林や生活排水施設の現状を把握する。</p> <p>※ 地下水のモニタリングについては、「地下水保全対策の推進」の中で実施する。</p> <p>(注1) (注2) … 5ページ参照。</p> <p>(注3) … 地形、植生、気象条件等が類似した二つの流域で、一方に水源環境保全施策を講じながら、流域毎の流出量等を測定・蓄積し、それぞれのデータの経年変化を比較・解析する調査方法。</p> <p>(注4) … 河川の水の汚濁状況を示す「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、一般的指標となるBODで評価。</p>				第2期5年間	対照流域法 ^(注3) 等による森林の水源かん養機能調査	水源の森林エリア内で調査に必要な量水施設や気象観測装置を設置した4地域において、水量や水質、動植物相、土壌、土砂流出量などの変化を調査し、長期的な時系列データを収集する。	人工林の現況調査	県内水源保全地域内の民有林のスギ、ヒノキ人工林（約30,000ha）について、5年ごとに整備状況等を調査する。		第2期5年間	河川の流域における動植物等調査	相模川、酒匂川水系において、底生動物、鳥類、植物等を調査する。	県民参加型調査	県民参加のもとで利用目的等に応じた多様な指標を選定し調査する。		第2期5年間	県民への情報提供	ホームページによる情報提供等
	第2期5年間																		
対照流域法 ^(注3) 等による森林の水源かん養機能調査	水源の森林エリア内で調査に必要な量水施設や気象観測装置を設置した4地域において、水量や水質、動植物相、土壌、土砂流出量などの変化を調査し、長期的な時系列データを収集する。																		
人工林の現況調査	県内水源保全地域内の民有林のスギ、ヒノキ人工林（約30,000ha）について、5年ごとに整備状況等を調査する。																		
	第2期5年間																		
河川の流域における動植物等調査	相模川、酒匂川水系において、底生動物、鳥類、植物等を調査する。																		
県民参加型調査	県民参加のもとで利用目的等に応じた多様な指標を選定し調査する。																		
	第2期5年間																		
県民への情報提供	ホームページによる情報提供等																		
事業費	第2期計画の5年間計	857百万円	(単年度平均額 171百万円)																
	うち新規必要額	857百万円	(単年度平均額 171百万円)																

(第1期計画での取組成果と課題)

〈 取組成果 〉

(活動全般)

- 県民会議及び2つの専門委員会と3つのチームを設置し、施策の点検・評価、市民事業支援制度の検討、県民フォーラムの開催、事業モニターの実施、ニュースレターの発行等を行った。
- 事業の点検・評価について、事業の進捗状況からみた評価や専門的視点からのモニタリング調査結果に基づく評価のほかに、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムにおける意見など、多面的な評価を実施した。

(市民事業支援制度)

- 市民団体やNPO等が実施する水源環境保全・再生活動に対し、「市民事業支援補助金」により小規模かつ多数の団体を支援した。

〈 課 題 〉

(活動全般)

- 効果的な普及啓発や意見集約、一般県民の直接参加を図る仕組みづくり、県民視点に立った事業の点検評価の充実など、県民会議の進め方について検証する必要がある。

(市民事業支援制度)

- 横浜・川崎などの水源地以外における啓発・教育等の市民活動の活性化や丹沢の中心部における活動への支援が必要である。
また、広域的・中核的団体の育成や専門性の高いNPO等への支援、団体相互における自発的ネットワークの形成への支援等の検討が必要である。

(第1期計画での事業執行見込)

これまでの取組							
事 業 名	H19	H20	H21	H22	H23 (見込)		
県民会議	4回	4回	4回	3回	4回		
施策調査専門委員会	3回	4回	5回	3回	5回		
市民事業専門委員会	6回	7回	3回	9回	7回		
県民フォーラム	3回	3回	2回	4回	2回		
事業モニター	—	8回	6回	4回	5回		
ニュースレター発行	—	11回	5回	5回	4回		
市民事業支援補助金	—	20団体	21団体	23団体	23団体		
・事業費 (※)							
H19	H20	H21	H22	H23 (見込)	第1期計	第1期 計画額	執行率 (見込)
9	25	21	21	48	127	192	66 %
※事業費は新規必要額相当額 (単位：百万円)。百万円未満切り捨てのため、合計は一致しない。							

12	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み（継続）	対象地域	県全域																
ねらい	水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映するとともに、県民が主体的に事業に参加し、県民の意志を基盤とした施策展開を図る。																		
目標	県民の参加により水源環境の保全・再生施策を推進する仕組みを発展させる。																		
事業主体	県																		
事業内容	<p>① 「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等</p> <p>【体制】</p> <table border="1"> <tr> <td>県民会議</td> <td>水源環境保全・再生施策に県民意見を反映させるため、有識者、関係団体、公募委員をメンバーとする県民会議を運営する。</td> </tr> <tr> <td>専門委員会</td> <td>特定課題を検討するため、専門委員会の運営等を行う。</td> </tr> <tr> <td>部会</td> <td>県民意見の集約、県民への情報提供など、目的別に部会の運営等を行う。</td> </tr> </table> <p>【活動】</p> <table border="1"> <tr> <td>提言・報告</td> <td>水源環境保全・再生施策について、各委員会等からの報告に基づき県に提言、報告</td> </tr> <tr> <td>施策の評価</td> <td>事業の計画や実施状況の点検・評価、評価指標の検討</td> </tr> <tr> <td>市民事業の推進</td> <td>県民等による市民活動の実践・支援</td> </tr> <tr> <td>普及・啓発</td> <td>一般県民や子どもたちへの普及・啓発</td> </tr> <tr> <td>情報提供</td> <td>県民フォーラムの開催、事業モニター・ニュースレターの発行、ホームページによる情報発信</td> </tr> </table> <p>② 市民事業等の支援</p> <p>市民団体やNPO等が実施する水源環境保全・再生活動に対し、財政的支援等を行う。</p>			県民会議	水源環境保全・再生施策に県民意見を反映させるため、有識者、関係団体、公募委員をメンバーとする県民会議を運営する。	専門委員会	特定課題を検討するため、専門委員会の運営等を行う。	部会	県民意見の集約、県民への情報提供など、目的別に部会の運営等を行う。	提言・報告	水源環境保全・再生施策について、各委員会等からの報告に基づき県に提言、報告	施策の評価	事業の計画や実施状況の点検・評価、評価指標の検討	市民事業の推進	県民等による市民活動の実践・支援	普及・啓発	一般県民や子どもたちへの普及・啓発	情報提供	県民フォーラムの開催、事業モニター・ニュースレターの発行、ホームページによる情報発信
県民会議	水源環境保全・再生施策に県民意見を反映させるため、有識者、関係団体、公募委員をメンバーとする県民会議を運営する。																		
専門委員会	特定課題を検討するため、専門委員会の運営等を行う。																		
部会	県民意見の集約、県民への情報提供など、目的別に部会の運営等を行う。																		
提言・報告	水源環境保全・再生施策について、各委員会等からの報告に基づき県に提言、報告																		
施策の評価	事業の計画や実施状況の点検・評価、評価指標の検討																		
市民事業の推進	県民等による市民活動の実践・支援																		
普及・啓発	一般県民や子どもたちへの普及・啓発																		
情報提供	県民フォーラムの開催、事業モニター・ニュースレターの発行、ホームページによる情報発信																		
事業費	第2期計画の5年間計	230百万円	(単年度平均額 46百万円)																
	うち新規必要額	230百万円	(単年度平均額 46百万円)																